

## 令和8年度県内転職支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和8年度県内転職支援事業委託業務

#### (2) 事業の目的

転職を検討している県内在住の若者（主に20～30歳代）を対象として、県内企業の情報提供および県内企業に精通したキャリアコンサルタントによる転職支援サービスを行うことにより、転職に伴う若者の県外転出を抑制することを目的とする。

#### (3) 業務内容

別途定める「令和8年度県内転職支援事業委託業務仕様書」のとおり

#### (4) 業務委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

### 2 見積限度額

13,285千円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 審査委員会の設置

別途定める「令和8年度県内転職支援事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、「令和8年度県内転職支援委託業務公募型プロポーザル審査会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）からのプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を実施したうえ、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しない。

委託業務の実施に際しては、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者と（一社）高知県UIターンサポートセンター（以下「センター」という。）は、企画提案をもとに業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と業務内容の調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときに随意契約の手続きに進み、交渉が選定の通知から14日（センターの閉所日は除く。）以内（予定）に整わない場合は、次点者に選定された者が改めて県と交渉を行うこととする。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

- (1) 高知県の「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている又は契約締結時までに登録が予定されている者であること。（契約締結時までに登録が行われない場合は欠格となる。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税及び消費税、地方消費税を滞納していないこと。

## 6 説明会

日時：令和8年4月24日（金）13時30分から（1時間程度）

場所：Zoomを利用したオンライン開催

※参加を希望する事業者は、令和8年4月23日（木）12時までに、項目15に示すセンターのメールアドレスまで申込み（会社名、参加者名、メールアドレスを記載）を行い、電話により着信を確認すること。

なお、説明会への出席は、プロポーザル参加の必須条件としない。

※複数のアカウントで参加する場合は、申込時にZoomのURLを送付するメールアドレスを記載すること。

※当日は、画面をオフにし、URL送付時に指示された名前で参加すること。

## 7 質疑と回答

募集要領に別途定める様式「質疑書（様式1）」によってのみ受け付ける。

- ・締切：令和8年4月27日（月）17時
- ・受付方法：電子メール

（注）メール送信後、電話によりデータが届いていることを確認すること。

全ての質疑と回答の内容は、令和8年4月28日（火）17時までにセンターのホームページに掲載する。

<（一社）高知県UIターンサポートセンターホームページ>

<https://www.iju-jinzai.kochi.jp>

## 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を希望する者から、参加申込書類一式（次表）の提出をもって受け付ける。

	書類の名称	規格	部数
1	令和8年度県内転職支援事業委託業務公募型プロポーザル参加申込書（様式2）	A4縦	紙 正1部
2	法人概要書（様式3）	A4縦 別添は自由	紙 正1部
3	競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）の自社掲載ページ ※名簿に登録予定の場合は、法人の納税証明書（参加申込書を提出する日の前日までに納税期限の到来した都道府県税について滞納がないことがわかる書類）（発行3ヶ月以内のもの）及び法人の消費税及び地方消費税の納税証明書（発行3ヶ月以内のもの）	A4横	紙 正1部

(1) 提出方法等

ア 提出方法

電子メール、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和8年5月1日（金）17時（必着）

ウ 提出先

〒780-0870 高知市本町4丁目1-32 こうち勤労センター5階  
高知県UIターンサポートセンター 永野、濱口  
E-mail office@iju-jinzai.kochi.jp

(2) 資格要件の確認

センターで申込者から提出のあった参加申込書一式を確認し、申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年5月8日（金）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（センターの閉所日を除く。）以内に、書面によりセンターに対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができる。

イ センターは説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（センターの閉所日を除く。）以内に書面により回答する。

## 9 企画提案書の作成・提出等

別途定める「令和8年度県内転職支援事業委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

提出期限：令和8年5月13日（水）17時（必着）

※この期限までに全ての必要書類を提出できない場合は、受理することができないため注意すること。

## 10 審査

別途定める「令和8年度県内転職支援事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

## 11 審査委員会の開催

本公募型プロポーザル審査委員会を次のとおり行う。

- ・開催日：令和8年5月中旬を予定（調整中）
- ・会場：（一社）高知県UIターンサポートセンター 4階会議室  
（〒781-0870 高知市本町4丁目1-32 こうち勤労センター）

## 12 審査結果

審査結果は、令和8年5月22日（金）（予定）までに、全ての参加者に文書で通知する。なお、当該審査結果は、一般社団法人高知県UIターンサポートセンター情報公開規程に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

<一般社団法人高知県UIターンサポートセンター情報公開規程>

[https://www.iju-jinzai.kochi.jp/?page\\_id=156](https://www.iju-jinzai.kochi.jp/?page_id=156)

## 13 日程（予定）

令和8年4月21日（火）	公示
4月23日（木）	12時 説明会参加申込締切
4月24日（金）	13時30分 説明会
4月27日（月）	17時 質疑書提出締切
4月28日（火）	質疑書回答
5月1日（金）	17時 参加申込書類一式提出締切
5月8日（金）	参加者資格要件確認結果通知
5月13日（水）	17時 企画提案書提出締切
5月中旬（予定）	審査委員会（プレゼンテーション）
5月22日（金）	審査結果通知（予定）

## 14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、センター及び審査委員会での使用に限り複写する。
- (3) 提出された企画提案書は、一般社団法人高知県UIターンサポートセンター情報公開規程に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することとなる。  
なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同規程第4条第1項第3号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式4により提出すること。ただし、開示・非開示の判断は提出書類に基づき行うものではなく、提出書類を参考に同規程に基づき、センターが開示するかどうかを客観的に判断する。
- (4) 契約の相手方以外の企画提案の内容については、当該参加者の承諾なしには利用しない。

## 15 問い合わせ先

(一社) 高知県UIターンサポートセンター 担当：永野、濱口  
TEL 088-855-6648 E-mail office@iju-jinzai.kochi.jp

## 16 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後のセンターとの契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。
  - ア 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
  - イ 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
  - ウ センター職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - エ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
  - オ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
  - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合